

災害査定の概要

台風、豪雨などの自然災害により、道路、河川などの公共土木施設が被害を受けた場合、被災した施設を管理する地方公共団体等は、施設の復旧を行うため所管する主務省（国土交通省）に国庫負担申請を行います。

申請を受けた国土交通省は、被災現地に災害査定官を派遣し、現地の状況を調査のうえ、災害復旧事業費の決定作業（査定）を行います。

北海道財務局は、財政を所管する財務省の立場から、災害査定官が被災現地で行う査定に立ち会い、復旧事業計画が現地に即応したものになっているか、法律等に沿ったものとなっているか等の観点から、規模、工法等を確認します。

（根拠法令）

◆公共土木施設「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」

